

人権教育を推進するうえでの課題として

人権教育の推進においては、人権尊重の精神を育成することとともに、同和問題など個別の重要課題の解決をめざすことを大切にしなければなりません。

そのためには、個別の重要課題について科学的な認識を深めることが必要となります。同時に、個別の重要課題を人権問題という本質からとらえることができる人権意識・感覚を培う営みも大切にする必要があります。この両方向からの取組が相まって、あらゆる場で人権が大切にされる社会が創り出されるものと考えます。

ここでは、人権教育を進めるうえでの課題を次のように整理してみました。

(1) 基盤となる人権意識を確立する課題

平成8(1996)年に出された地域改善対策協議会意見具申や、平成9(1997)年の「人権教育のための国連10年」国内行動計画では、人権教育には「固有の問題点についてのアプローチ」と「普遍的な視点からのアプローチ」があり、「その両者が相まって人権意識の高揚が図られる」と述べられています。この「普遍的な視点」が、基盤となる人権意識や人権感覚と深くかかわりをもっています。

これまでの取組の成果として、「人権は大切だ」「差別はいけない」という一定の理解が定着してきました。しかし、「人権や差別の問題を自分の問題としてとらえることができていないのではないか」、「日常生活の中で行動や態度となって表れていないのではないか」といった指摘があります。

平成8(1996)年度の国立教育会館社会教育研修所編「人権に関する学習の進め方」では、人権に関する学習を進めるための課題として「人権の畑を耕すこと」の必要性が提起されています。素晴らしい知識の蓄積があっても、それだけでは人権意識は豊かになったとはいえません。そうした意味からも、人生において可塑性に富み、成長発達の可能性を大きくもった子どもと向き合う学校教育でこそ、人権についての豊かな感性や思想を培う必要があります。

そして、学校教育で培った資質をより定着させるため、家庭や地域等における社会教育でも人権意識の高揚をめざした取組をさらに充実させることが大切です。

(2) さまざまな差別問題、人権侵害を克服する課題

私たちのまわりには、人権が不当に侵害されている現実があります。例えば、同和問題、女性、障害者、外国人、高齢者などにかかわる人権問題などです。また、いじめ、教職員等による体罰、家庭における児童虐待など、子どもに関する人権の問題もあります。こうしたさまざまな人権問題の解決に積極的にかかわろうとする意識の醸成と技能・態度の育成をめざすことを人権教育の内容としてとらえることが必要です。

その際、次の点について踏まえておきたいものです。

その一つは、ちがいを理由として人権が侵害されることがあってはならないということです。私たちの社会には、人種や民族、あるいは生活文化がそれぞれに異なり、個性や価値観もちがうさまざまな人々が暮らしています。これらのちがいを否定して、排除するような状況を認めてはなりません。

もう一つは、個別の問題についての科学的認識を深めるにあたっては、その根底に差別問題・人権侵害の問題としての共通根をもっていることを踏まえておかなければならないということです。例えば、女性に対する差別問題は、社会的・歴史的な意識等とかかわり、他の差別問題と無関係ではありません。個別の問題についての理解・認識を深め、それを他の個別の問題と関連させてとらえることが必要です。

(3) 同和問題の解決に関する課題

これまで同和問題の解決をめざしてさまざまな営みが行われてきました。その結果、同和地区における教育諸条件も整えられ、地区内外の教育上の較差も大きく改善されてきました。しかし、同和地区児童生徒の「低学力傾向」の克服、高校・大学進学率や高校中途退学率における較差の解消、差別意識の払拭等については、今後においても解決に向けた努力が必要です。

残された教育上の較差の解消については、子どもたち個々の実態を的確にとらえ、さまざまな状況にある子どもたちの低学力の克服に視点をあてた取組が必要です。すべての子どもたちの基礎学力の定着を図るための系統的なカリキュラムの実施とともに、子どもの自立を促し、主体的な学習を支援するという観点からの授業の創造、質の高い学級集団づくり等の総合的な取組を学校全体として進めなければなりません。その際、自尊感情を育み、将来を展望していこうとする意欲を育成するという観点からの取組を、学校、家庭、地域それぞれがその役割を明確にし、相互に連携しながら進めることが重要です。さらに、子どもたちが自他の権利を尊重しながら、自らの生き方を追求する力を育むことも重視しなければなりません。

差別意識の解消については、差別意識を支えるものの見方や考え方が地域社会に存在していることから、日々の暮らしの中にある課題をとらえた取組として進める必要があります。県教育委員会では、「部落史の見直し」の成果を踏まえ、平成3(1991)年度「同和教育の手びき」第34集を刊行し、地域社会の仕組みや意識の在り方が部落差別を温存しているということを提起してきました。今後の展開においては、「人はなぜ差別をするのか」という課題にも迫りながら、人と人との関係を豊かに結ぶことができる「人づくり・地域社会づくり」の課題として進める必要があります。その際、同和問題の解決に向けた取組を、基盤となる人権意識を確立する営みやさまざまな差別問題を克服する取組と関連させることが重要です。

人権教育を推進するうえでの課題

- 基盤となる人権意識を確立する課題**
人権が大切にされる社会づくりの
基盤となる人権意識・人権感覚を培うこと
- さまざまな差別問題、人権侵害を克服する課題**
個別の問題についての理解・認識を深め、
それを他の問題と関連させてとらえること
- 同和問題の解決に関する課題**
教育上の較差の解消と差別意識の払拭をめざすこと